

## 自転車シェアリング広域実験開始のお知らせ

2016年2月1日（月）より、千代田区、中央区、港区、江東区の4区において、各区で提供しているコミュニティサイクル／自転車シェアリングが相互に利用できる広域実験を開始いたします。

実験期間中、4区のいずれかで会員登録をいただければ、区境を越えて自転車の利用・返却が可能となります。この機会にぜひ自転車シェアリングのサービスをビジネス、観光、そして日常の移動手段として幅広くご利用ください。

### 1. 実験概要

- ・ 現在東京都内4区において提供中の自転車シェアリングについて、区境を越えて広域的に相互利用できるサービスの実験を実施します。
- ・ 対象となる4つの区（千代田区、中央区、港区、江東区）のいずれかでサービス会員登録があれば、4区すべてのサイクルポートで貸出・返却が可能となります。

### 2. 相互利用対象サービス

- ・ 千代田区コミュニティサイクル事業実証実験「ちよくる」
- ・ 中央区コミュニティサイクル事業実証実験
- ・ 港区自転車シェアリング事業実証実験
- ・ 江東区臨海部コミュニティサイクル事業実証実験

### 3. 広域相互利用対象サイクルポート

4区における116ポート（2015年12月1日現在）すべてで広域相互利用が可能になります。

（詳しくは自転車シェアリング広域相互利用サイクルポートMAPをご覧ください）

なお、期間中4区内で今後順次増設されるサイクルポートも本実験の対象となります。

### 4. 実施期間（予定）

2016年2月1日（月）～同年4月30日（土）※1

### 5. ご利用料金※2

現在、ご登録済のサービス利用料金のままご利用いただけます。（広域相互利用にともなう追加料金はありません）

対象	プラン	基本料（税抜）	延長料金（税抜）
個人向け	月額会員	2,000円／月	一回の利用が30分を超過した場合 30分毎：100円
	一回会員	150円／回	
	1日パス	1,500円／日	なし
法人向け※3	法人月額会員	2,000円／月	一回の利用が30分を超過した場合 30分毎：100円
	法人定額会員	4,000円／月	なし

### 6. 必要な手続き等

現在、会員登録済のお客様は一部のお客様を除き、そのまま広域相互利用していただくことができます。なお、複数区に会員登録している場合、お手続きが必要となるケースがありますので以下をご確認ください。

対象	登録状況	必要な手続き
会員登録済のお客様	1区のみ会員登録中のお客様	特別な手続きは必要ありません。
	<b>【重要】</b> 複数区でご登録頂いているお客様 (以下2つのケース)	<b>重複課金となる場合がございます。ご自身で登録の整理及び一部の解約手続きをお勧めいたします。</b>
	ケース1) 複数区で別のICカード※4を 会員証として登録頂いている 場合	いずれかの会員登録をお客様自身で削除し、1区のみサービスに絞り込んでいただくことを推奨します。 (複数区登録でご利用される場合、これまでどおりそれぞれのご利用料金が発生します。)
ケース2) 複数区で同じICカードを会 員証として登録頂いている場合	任意の1区のみを残し、その他の区で登録頂いている会員登録をお客様ご自身で削除(もしくは登録会員証情報を別ICカードに変更)していただく必要があります。 (システムへの影響も考慮し、1月31日夜間時点でお手続きがされていない場合、自動処理をさせていただきます場合がございます。詳細は「7. 複数区登録に関するお手続きをご確認ください」)	
新規でご利用いただくお客様	これまでに会員登録がなく、新規でご利用いただくお客様	千代田区、中央区、港区、江東区のいずれか1つのサービスに会員登録いただければ利用可能となります。

## 7. 複数区登録に関するお手続き

複数区でご登録を頂いているお客様には、重複課金や登録形態によるシステムへの負荷などの影響が生じる可能性があるため、事前にご確認をいただくことをお願いいたします。ご自身で登録の整理及び一部の解約手続きをお勧めいたします。またICカードの登録形態により自動処理等の対応をさせていただきます場合がございますので、以下2つのケースについてご確認頂きますようお願いいたします。

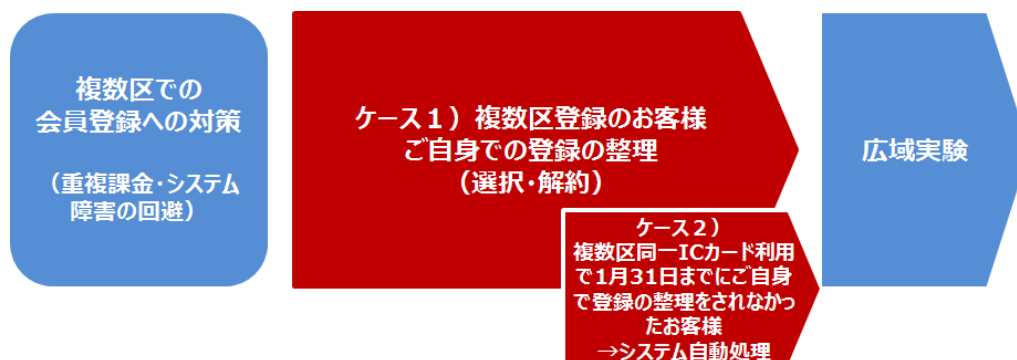
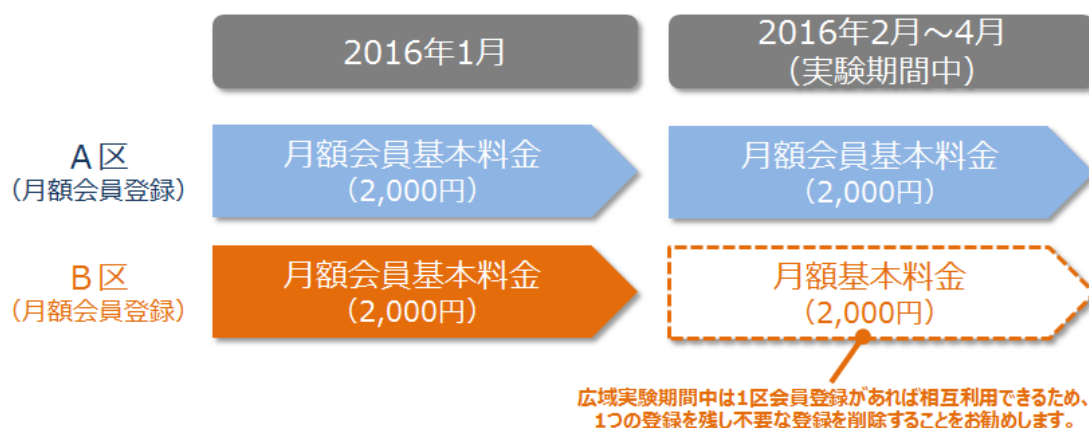


図1 複数区登録に関するお手続きの流れ

**ケース1) 複数区登録のお客様 (区毎に別々のICカードを会員証として登録している等のお客様) のお手続き**

複数区で月額会員に利用されている場合、これまでどおりそれぞれのご利用料金（月額会員基本料金や一回会員ご利用料金）が発生します。1 つを残し、不要な会員登録をお客様自身で削除いただくことをお勧めします。

**（例1）A区で交通系ICカードを用いた月額会員、B区でスマートフォンを用いた月額会員**



**（例2）A区で交通系ICカードを用いた月額会員、B区でスマートフォンを用いた一回会員**



**（例3）A区で交通系ICカードを用いた一回会員、B区でスマートフォンを用いた一回会員**

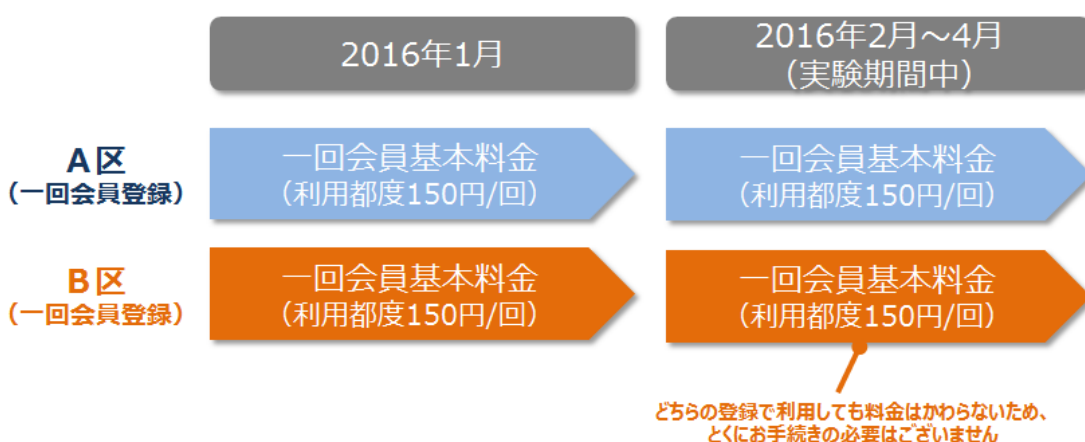


図2 複数区で登録頂いているお客様（ご自身での選択・解約）（例1）

**ケース2）複数区で同じICカードを会員証として登録頂いている場合のお手続き**

同一の IC カードを複数区でご登録頂いている場合、1つの IC カードで登録される区を1つに絞っていただく必要があります。1つを残して他を削除する処理をお願い致します。削除する区のWEBサイト/マイページより、「別の IC カードを再登録」、又は「退会処理」を行っていただく事で削除ができます。

なお、2016年1月31日夜間時点においてお客様自身でお手続きをされていない場合、以下の内容に基づきシステム側で1区の登録に絞り込む自動処理<sup>※5</sup>をさせていただきます。

### 登録に関する自動絞り込みの考え方（1月31日夜間時点でのシステム対応）

絞り込み順	登録絞り込みの優先順位
①料金プラン	複数区における会員プランについて、月額会員でのご登録を優先して残すように致します。 第一優先：月額会員 第二優先：一回会員
②登録時期	次に同じ料金プランで複数区登録がある場合、最も登録日時が古く長くご利用いただいている区を優先致します。（後から登録した区の会員証登録を期間中除外）

図3 自動処理に関する考え方

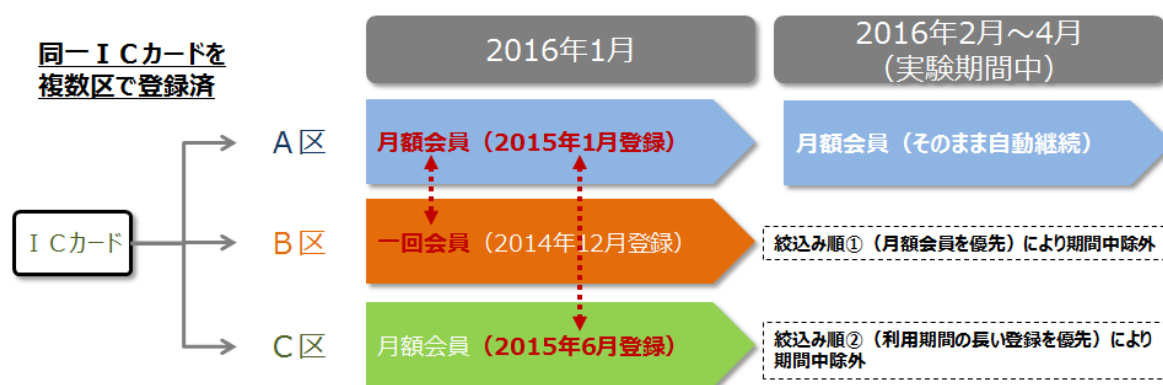


図4 1月31日時点で選択・解約がされていない場合の自動処理（例）

- ※1 実験の状況により延長する場合があります。
- ※2 港区については2016年2月1日料金改定により「5.ご利用料金」記載の料金（すべて税抜価格）となります。  
（専用 IC カードの発行には、別途カード発行手数料として500円(税抜)が必要です）
- ※3 法人向けプランは従業員同士で会員証を共有してご利用いただけます。
- ※4 「ICカード」とは会員証（鍵）としてご登録いただいている IC カード（おサイフケータイ含む）のことを指します。
- ※5 本自動処理はお客様がご利用いただいているサービスご利用規約「8章 個人情報」規定の利用目的に合理的に関連する範囲の対応として実施予定です。本自動処理を希望されないお客様はご自身で1つの IC カードで登録される区を1つに絞っていただく（もしくはすべての区の会員登録退会）のお手続きをお願いいたします。